

## 新たな登録制度・資格制度（受講・受験）のご案内

2020年を目途に、「顧客から信頼されるレンタル拠点の運営」と「良質で安全なレンタル機材の提供」によりユーザーへの便宜と業界の質的向上を図ることを目的として、建設機械レンタル業者登録制度の導入を目指しています。登録業者には、優良業者としての登録標章を掲示することでの差別化でユーザーから安全、安心、信頼できるレンタル業者として、当協会ホームページでの紹介や、保有機材への優良マーク貼付での差別化、災害協定の中での優先的な紹介等の様々な特典の付与を検討しています。その優良業者としての信頼を得るためには、業界全体として有用な人材の確保育成が極めて重要であり、とりわけレンタル業務運営の中核となるべきレンタル拠点の長（営業所長）のレベルアップが喫緊の課題となっています。

そこで、登録制度の導入に先立ち、この度、新たな資格制度「建設機械レンタル管理士」（民間資格）を創設し、2018年10月23日より受講受験の申し込みをスタートさせます。同資格は、業者登録を受けるための要件（各営業所に建設機械レンタル管理士が1名以上いること）のひとつであります。

建設機械レンタル業全般にわたる業務知識や管理能力等の幅広い知識と能力を備えた人材を育成する目的から創設され、業務知識のみならず環境規制、職場でのコンプライアンス等幅広く対応でき、地域社会と共生するレンタル拠点長（営業所長）、もしくはその候補者を対象としています。拠点長が備えるべき最低限の知識（管理、人事、財務経理、安全、コンプライアンス等）を学習していただき個々のスキルが向上されることが大切です。

日々の多忙の中、ひとりでも多く受講・受験しやすくするために、eラーニングによる学習スタイルと、会場型 CBT 試験を導入しております。

この10月からスタートします「建設機械レンタル管理士」資格への皆様の積極的な応募をお願い申し上げます。